	区で定める主な事項	宮前区の考え方(案)	要綱	公募 要領	運営 要領
	区民会議の開催時間帯	幹事会で調整し、区民会議へ諮る 委員等が参加しやすいように配慮(平日夜間ま たは土、日)			
	会議運営の事前調整	委員長、副委員長2名及び若干名の委員による 幹事会を設置し、課題の整理や会議運営の調整 等を行う			
	全員一致によらない場合の決し方	委員長が区民会議に諮り決定する			
4 専門部会について					
	専門部会の設置及び廃止	審議課題に応じて専門部会設置の可否を区民会 議にて決定する			
	専門部会委員の選任	委員長が区民会議に諮って指名する(規則) 自薦・他薦等、複数名			
	専門部会運営で区民会議の承認を要する事項	開催頻度、結果報告時期等を区民会議で承認			
	部会長の選任	専門部会委員からの互選(規則)、委員長から の指名などにより選任する			
	部会長の役割	必要に応じて課題解決に必要な関係者から意見 を聞くなどして課題解決策を取りまとめ、検討 結果として区民会議へ報告する(規則)			
5 その他					
	関係者の出席	区民会議及び専門部会へ関係者を出席させると きはそれぞれの会議に諮る			
	庶務(所管課)	区民会議及び専門部会の庶務は総務企画課			
	協働推進事業の審議の取扱	幹事会で審議し、区民会議へ報告			